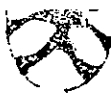


平成 29 年 度

定期 監査 報告 書

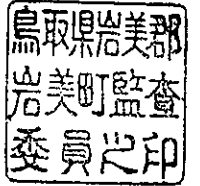
岩 美 町 監 査 委 員



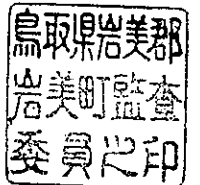
岩発監第 3 号
平成29年9月8日

岩 美 町 長
岩 美 町 議 会 議 長
岩美町教育委員会教育長 様
岩美町農業委員会会長
岩美町選挙管理委員会委員長

岩美町監査委員 寺谷 信一郎



岩美町監査委員 澤 治樹



定期監査結果報告書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、平成29年度定期監査を実施したので、同条第9項によりその結果を次のとおり報告します。

第1 監査の概要

1 監査実施年月日及び部所

年 月 日	部 所
平成29年	
6月28日(水)	みなみ保育所、浦富保育所、大岩保育所
29日(木)	中央公民館、給食センター
30日(金)	岩美中学校、岩美南小学校、岩美北小学校
7月 3日(月)	岩美西小学校、教育委員会事務局
4日(火)	岩美病院、健康長寿課
5日(水)	商工観光課、産業建設課
6日(木)	出納室、議会事務局
7日(金)	福祉課、総務課
12日(水)	企画財政課、環境水道課
13日(木)	住民生活課、税務課

2 監査の対象

平成28年度に係る地方自治法第199条第1項及び第2項に規定されるもの。

3 監査の手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について提出された資料、その他提示のあった関係書類に基づいて監査手続を実施した。

4 監査の要点

- (1) 予算執行に関すること。
 - ① 収入事務について。
 - ② 支出事務について。
 - ③ 工事事務について。
- (2) 経営に係る事業の管理に関すること。
- (3) 補助事業に関すること。
- (4) 財産・備品に関すること。
- (5) 事務事業の管理に関すること。
- (6) 前年度指摘事項の改善等処置状況に関すること。

第2 監査の結果及び意見

地方自治法及び岩美町監査委員条例に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について適正かつ効率的に行われているかを主眼とし監査した。併せて各課管理職全員に前年度の反省を踏まえ、今後の課題について聞き取りした。

前者においては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理に関する一般的評価において、関係法令等の適用、予算執行の手続き方法について適正に執行整理され、良好、適切な事務並びに管理が行われていると認めた。また後者においては、今年度取り組むべき課題を掌握し、明確な返答を受け、課題取り組み姿勢への意欲を感じた。

ただ、本町の財政を考える中で、毎年指摘していることではあるが、町税、使用料等収入未済額が年間4千万円以上生じており、特に合計20万円以上の高額滞納者は187名、金額も高額に達している。税の公正さを考えると看過できない件数と金額である。今一度新しい発想で、催促や徴収方法を検討し、早急に対処すべきと考える。

また平成28年度は、町所有不動産の売却や取得があり、今後の事案の発生が予想されることを思えば、不動産取引に関する町の規則や規定の作成が必要と考える。

さて、将来の町づくりの方向性を示す「第10次岩美町総合計画」が平成29年3月に策定された。本計画を着実に実施され、人口減少の抑制、活力ある地域づくりを目指すとともに、平成27年9月に策定された地方創生に関する「岩美町地域創生総合戦略」とも連動し人口減少対策を推進されたい。

なお、改善もしくは留意・検討を求めたい課題については、本町行政機構、所管の区分により次のとおり表明する。

一層の工夫や改善を図り、解決することを期待する。

記

《総務課》

- (1) 近年、記録的な豪雨による土砂災害や洪水災害、風雪、地震など大規模な自然災害が全国各地で頻発している。過去に起こった災害の教訓を伝承するとともに、その教訓を生かし、絶えず変化する災害に的確かつ柔軟に対応すべく、防災体制の強化や応援協定の充実を図られたい。

なお、自助・共助の基本理念のもとに自主防災組織設立と組織体制の整備を図るとともに、地区組織による初期対応や要配慮者保護など災害対応マニュアルの整備を急がれたい。

- (2) マイナンバー制度にかかる情報提供ネットワークシステムが平成 29 年 7 月 18 日から運用開始となった。これにより国や地方公共団体が管轄する個人情報幅広く共有され、公的サービスがスムーズになることが予想されるが、一方で情報漏洩が懸念される。個人情報を取り扱う立場としての認識を強く持ってシステム運用にあたられたい。

なお、国や近隣町村の動向を注視され、利便性向上に向け証明書等のコンビニ交付、税のコンビニ収納を検討されたい。

《税務課》

- (1) 自主財源である個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の収入率は前年に比べて上昇している。しかし、滞納額は依然として多額にのぼっている。また、不納欠損処分として町民税 1,292,686 円(9人)、法人町民税 100,000 円(1人)、固定資産税 16,899,930 円(4人)、軽自動車税 127,900 円(3人)、国民健康保険税 2,716,500 円(4人)、合計 21,137,016 円を実施している。

なお、外国人技能実習生の不納欠損については4年連続となっている。早急に解決策を講じられたい。

納税の公平性や「悪質な滞納は許さない」の理念に基づき徴収強化を図られたい。

- (2) 地籍調査は現状に合った地籍図や地籍簿を作成することにより、個人や、会社の財産を確定・保全することはもとより、公共事業の効率化や境界紛争防止、適正課税など様々な効果が期待される。引き続き達成率の上昇に努められたい。

《企画財政課》

- (1) 中長期的な財政計画に基づき、計画性のある行財政運営を行うとともに、地方公会計制度を整備し、資産や債務を適切に管理した健全な財政運営にあたられたい。
- (2) 平成 29 年度、「第 10 次岩美町総合計画」が“みんながつながり 力をあわせ みんなの思いを実現するまち 岩美町”をスローガンにスタートするにあたり、町の活性化にチャレンジする職員を養成することを目的に、役場若手職員による「協働の地域づくりプロジェクトチーム」が結成された。今後の協働の地域づくりの成果に期待する。

《産業建設課》

- (1) 本町の農林水産業従事者の高齢化は進んでおり、様々な支援策が講じられているが、担い手不足解消には至っていない。
農業において有害鳥獣被害は増加の一途であり、林業においては松くい虫被害や私有造林の管理不足などにより景観は悪化している。更に町の基幹産業である漁業において、漁船の老朽化は大きな課題となっている。
引き続き担い手育成や地域資源を生かした支援策を講じられたい。
- (2) 道の駅きなんせ岩美はオープンから 2 年が経過し賑わいを見せている。
しかしながら、地元生産物を出荷しやすい環境整備や生産・加工・販売までを一体的に取り組む“6次産業化”促進支援など拠点施設としての課題が見受けられる。
なお引き続き、町の観光情報や活性化につながる魅力の発信に努められたい。

《商工観光課》

- (1) 山陰近畿自動車道は平成 28 年 3 月に浦富 IC まで開通し、現在東浜 IC への整備が進められており、陸路での人・物の流れが活発になるとともに、豪華寝台列車『トワイライトエクスプレス 瑞風』の JR 東浜駅停車、浦富海岸を含む山陰海岸ジオパークの世界認定など、岩美町の魅力を発信する好機が到来している。
引き続きこの機を捉え、観光エリアを結ぶ広域観光、国内・国際交流の推進など観光入込人口の増加を図られたい。
併せて、案内看板や案内所の整備、インバウンド(訪日外国人客)対策など受入体制の整備を図られたい。
- (2) 町内の小規模事業者では後継者不足や経営者の高齢化による廃業や事業規模縮小が続いており、事業継承が喫緊の課題である。支援策を講じられたい。
なお、引き続き町内企業存続の取り組み支援をするとともに、町外からの企業誘致を図るなど雇用の拡大に努められたい。

《住民生活課》

- (1) 平成 28 年度末における住宅使用料の収入未済額が、過年度分 12 世帯 4,944,557 円と平成 28 年度分 13 世帯 1,136,200 円との合計で 20 世帯 6,080,757 円となっている。前年度(平成 27 年度)末に比べ 264,300 円の増である。

しかしながら、過年度分の中に含まれている同一世帯の滞納額が増加しているほか、平成 28 年度に新しい滞納世帯が 8 件加わる事象が起こっている。

住宅入居時の連帯保証人を含め、住宅使用料の滞納額減少整理に強力に取り組まれない。

なお、町営住宅等の整備については、既存の町営住宅を最大限活用するため、長寿命化や居住性向上の改修を年次的に行っているところであるが、老朽化など総合的に判断され、建替えも含めた対策を検討されたい。

- (2) 後期高齢者医療保険料の平成 28 年度末の収入未済額は 1,055,800 円であり、前年度(平成 27 年度)末に比べ、142,100 円増加している。

引き続き、鳥取県後期高齢者医療広域連合の保険料滞納対応取扱基準を適用し、効果的な措置を進められたい。

- (3) 保育所運営にあたっては以下の点に留意し指導されたい。

① 保護者や地域住民など相互の意思疎通や協力関係を高め、保護者のみならず地域の声を保育の実践につなげるよう評議委員会を設置され、地域社会に開かれた保育所づくりに努められたい。

② 保育所での定期健診はもとより町が行う乳幼児健診(1 歳半健診・3 歳健診・6 歳児歯科検診など)の結果を全職員が共通認識し、引き続き一人ひとりの健康状態や発達状況に沿った保育の実践に努められたい。

③ 保育所では園児の安全確保のため保護者による送り迎えを徹底しているが、浦富保育所においては保護者送迎時の駐車場確保に苦慮している現状が見受けられる。送迎時の園児やその保護者の歩行安全確保のため対策を講じられたい。

- (4) 高齢者、障がい者、子育て中の方が互いに交流しながら働くことのできる拠点施設「ユニバーサルデザインしごと・交流センター(仮称)」が整備される。施設の活用と高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援体制の充実に努められたい。

《教育委員会》

- (1) 地域コミュニティの拠点である中央公民館の建替えは、町民の期待や関心の高いところである。

平成31年10月開館予定までの移行期間は、住民サービスの低下につながらないように関係機関と連携し運営にあたられるとともに住民へ適時情報提供されたい。

また、工事期間が1年以上に及ぶ大工事である。町民の安全第一とし騒音・振動・交通の安全など対策を図られたい。

- (2) 学校教育目標を基軸に、学校課題の解決や地域の歴史、人材、特色等をテーマとした教育を実践する『特色ある学校づくり事業』は、平成13年度に開始し15年以上が経過した。

今一度事業の目的を再確認し、学校の特色を生かした運用を図られたい。なお予算の執行にあたっては、適切な処理に努められたい。

- (3) 年間17万食を提供する給食センターでは、年々多様化する食物アレルギー児童・生徒への対応に尽力する姿勢が伺える。引き続き各学校との連携を密にし、事故の未然防止に留意するとともに、職員の体調管理並びに衛生管理にも留意のうえ成長期の小・中学生の食育推進にあたられたい。

- (4) 各小・中学校運営にあたっては以下の点に留意し指導されたい。

① いじめの実態把握と問題解決に向けた取り組み強化を図られたい。

また、児童(生徒)の全員出席日数が年間60日に満たない状況は極めて遺憾であり、根本的解決に向け原因の究明と対応に努められたい。

② 児童・生徒の健康状況については、学校保健委員会で掌握し対策を講じているものと思料するが、特に歯の健康意識が低く、児童・生徒の半数以上がう歯所持者で、うち処置者は60%に満たない。

心と体の健康は、育ちや学びに少なからず影響を及ぼす。原因を分析し、保護者等と連携し早急に対処策を講じられたい。

③ 中堅・ベテラン教職員と若手教職員の指導力の違いを学校現場が抱える課題の1つであると伺った。

一朝一夕に解決できるものではないが、研修・指導等、丁寧に知恵を出して取り組まれたい。

《環境水道課》

(1) 限りある資源を有効に活用するために町民と連携しリサイクル体制の確立とゴミの減量化に努められたい。

(2) 水道事業会計について

過年度分の水道料金の未収金額は、平成 28 年度末現在、208 件、6,630,835 円と件数、金額とも昨年度同期と比べて減少している。

なお、不納欠損処分 3 人 8 件分、2,127,591 円を倒産、本人死亡・相続放棄により実施しており、多額にのぼっている。

滞納整理は「岩美町給水停止取扱要綱」に従い、厳正に取り組みたい。

(3) 下水道事業会計について

下水道には接続しているが、受益者負担金を滞納している件数は、平成 28 年度末現在、件数は 5 件、金額は 359,707 円と件数、金額とも昨年同期と比べて減少しているが引き続き徴収に努力されたい。

なお、不納欠損処分 2 人 3 件分、2,134,974 円を倒産、本人死亡・相続放棄により実施しており、うち 1 件 258,400 円は受益者負担金である。

定期的に催促活動を進め、不納欠損とならないよう留意されたい。

《健康長寿課》

(1) 介護保険料の滞納は、過年度分 53 人 7,770,005 円と平成 28 年度 71 人 2,958,200 円との合計 10,728,205 円であり、前年度(平成 27 年度)末に比べ 2,358,360 円増加している。なお、不納欠損処分 2 人 19,600 円を、制度無理解、本人死亡・相続放棄により実施している。

介護保険制度の内容を十分に説明し、分納等を勧めるなど負担の公平性が図られるよう努力されたい。

(2) 各種がん検診及び特定健診は、検診計画表の全戸配布や受診券の個別配布を実施し、広報いわみ、防災無線、岩美町チャンネル、ホームページで受診を呼びかけているが、受診率の向上に至っていない。

早期発見・早期治療がその後の生活の質の向上に繋がることの重要性を周知され、受診率向上を図られたい。なお、平成 29 年度の特定健診受診券を 1 冊にまとめクーポン化されたことは受診率向上につながるものと期待する。

なお、「いわみ健康マイポイント」事業は成果が形となる 3 年目を迎えた。参画型健康づくりの魅力やポイントの貯め方を周知するなど、運用方法を検討されたい。

《福祉課》

「第3次岩美町地域福祉計画」見直しの年にあたり、基本理念である「地域で支えあい、健やかに暮らせるまち」の実現に向け、「第10次岩美町総合計画」の基本目標“みんなで支え合い、健康で安心して暮らせるまち”を目指して情報発信やサービスの充実に努められたい。

《岩美病院》

- (1) 平成29年1月、従来の改革プランの3つの視点（「経営効率化」「再編・ネットワーク化」「経営形態の見直し」）に「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」の視点を加えた地域医療ビジョン『岩美病院 新改革プラン』を策定された。

将来にわたり保健・医療・福祉活動の拠点施設として『町民のいのちと健康と生活を守り続ける』という理念のもと、質の高い医療の提供と、町民に信頼され、いつも安心して利用できる病院運営に努められたい。

- (2) 診療未収金について

平成28年度末残額は、7,318,829円で、前年度に比べ360,641円増加している。

なお、不納欠損処分2人3件分、462,900円を本人死亡・相続放棄により実施している。

滞納者宅への臨戸訪問や納付相談を行い、分納等あらゆる方策を検討するとともに、小額滞納者の納付を促すなど滞納件数や滞納額の減少に努められたい。

平成28年度末 税、使用料、負担金等収入未済額状況調べ

(単 位:件、人、円)

会計名	区 分	収 入 未 済 額									摘 要
		過年度分(平成27年度まで)			平成28年度発生額			平成28年度末収入未済額合計			
		件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	件数	実人員	金 額	
一般	個人町民税	1,191	170	25,673,329	325	122	7,999,108	1,516	243	33,672,437	
	法人町民税	13	3	344,000	4	3	200,000	17	4	544,000	
	固定資産税	2,011	133	31,150,866	501	151	7,375,595	2,512	186	38,526,461	
	軽自動車税	288	80	1,392,329	65	54	546,700	353	100	1,939,029	
	督促手数料(町税)	3,452	202	345,200	911	282	91,100	4,363	403	436,300	
	(町税 計)	6,955	588	58,905,724	1,806	612	16,212,503	8,761	936	75,118,227	町税合計
会計	児童福祉費負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	保育料
	住宅使用料	312	12	4,944,557	75	13	1,136,200	387	20	6,080,757	町営住宅家賃
	住宅駐車場使用料	142	7	171,300	61	10	74,800	203	13	246,100	
	督促手数料(住宅使用料)	267	12	26,700	76	14	7,600	343	21	34,300	
	小 計	7,676	619	64,048,281	2,018	649	17,431,103	9,694	990	81,479,384	
国保	国民健康保険税	2,196	180	73,053,775	409	136	19,555,878	2,605	234	92,609,653	国保税の件数は、一般分と退職分が、混合する世帯があるため、計と全体の値が一致しない。
	(一般分)	2,110		68,990,764	403		19,206,630	2,513		88,197,394	
	(退職分)	135		4,063,011	11		349,248	146		4,412,259	
	督促手数料	2,057	180	205,700	407	136	40,700	2,464	234	246,400	
	小 計	4,253	360	73,259,475	816	272	19,596,578	5,069	468	92,856,053	
住宅	貸付金元利収入	2	2	4,659,140	2	2	862,972	4	2	5,522,112	住宅新築資金
	小 計	2	2	4,659,140	2	2	862,972	4	2	5,522,112	
集排	農業集落分担金	9	3	582,750	0	0	0	9	3	582,750	受益者分担金
	漁業集落分担金	8	2	442,660	0	0	0	8	2	442,660	受益者分担金
	農業集落使用料	3	1	39,430	2	2	19,176	5	2	58,606	
	漁業集落使用料	12	5	300,433	11	11	292,723	23	11	593,156	
	督促手数料	35	4	3,500	0	0	0	35	4	3,500	
会計	小 計	67	15	1,368,773	13	13	311,899	80	22	1,680,672	
公共	下水負担金	45	20	2,904,468	2	2	64,590	47	22	2,969,058	受益者負担金
	下水道使用料	125	39	4,427,916	73	72	1,973,548	198	88	6,401,464	
	督促手数料	164	20	16,400	3	2	300	167	22	16,700	
	小 計	334	79	7,348,784	78	76	2,038,438	412	132	9,387,222	
介護	介護保険料	597	53	7,770,005	78	71	2,958,200	675	99	10,728,205	1号被保険者分
	督促手数料	597	53	59,700	78	71	7,800	675	99	67,500	
	小 計	1,194	106	7,829,705	156	142	2,966,000	1,350	198	10,795,705	
後期 高齢者医療	後期高齢者医療保険料	30	5	745,900	17	10	309,900	47	10	1,055,800	被保険者保険料
	督促手数料	30	5	3,000	17	10	1,700	47	10	4,700	
	小 計	60	10	748,900	34	20	311,600	94	20	1,060,500	
合 計		13,586	1,191	159,263,058	3,117	1,174	43,518,590	16,703	1,832	202,781,648	

(注) 件数は、のべ件数で表している。